



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 1  
【根拠条文】 法第27条の25第1項  
【提出先】 関東財務局長  
【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所  
弁護士 荻原 雄二  
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1  
神田橋パークビルディング  
【報告義務発生日】 平成18年4月17日  
【提出日】 平成18年4月24日  
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1  
【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	いすゞ自動車株式会社
会社コード	7202
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都品川区南大井6丁目26番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ゼネラル モーターズ リミテッド (General Motors Limited)
住所又は本店所在地	イングランド LU13YT ベッドフォードシャー ルートン オズボーン・ロード グリフィンハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	1982年11月30日
-------	-------------

代表者氏名	キース・ベンジャミン (Keith Benjamin)
代表者役職	取締役
事業内容	企業及び一般消費者向けのあらゆる商品を扱う製造会社、販売店、販売代理店（卸売業者、小売業者の双方）、輸入業者、輸出業者、船舶所有者、銀行、仲介業者、資本家、興行主、金融業者、不動産取引業者、不動産投資業者、売店業者、ブローカー、下請業者、商品代理店、一般代理店、広告代理店、出版社、運送会社及び輸送業者が一般的に行う事業、業務、取引又は営業。世界のあらゆる地域における前記の事業の遂行。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 眞鍋真智子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

発行会社の財務基盤強化策に対する支援として、第三者割当増資を引き受けたが、この度全株式を譲渡した。
---

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	0	0	0
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 0	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年4月17日現在）	S 1, 228, 789, 786
------------------------------	--------------------

上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	<del>0.00%</del> 10.31%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成18年4月17日	株券	40,000,000株	処分	伊藤忠商事株式会社	397円
平成18年4月17日	株券	40,000,000株	処分	三菱商事株式会社	397円
平成18年4月17日	株券	10,090,000株	処分	株式会社みずほコーポレート銀行	397円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 該当なし

--

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	-
借入金額計 (U) (千円)	-
その他金額計 (V) (千円)	-
上記 (V) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】 該当なし

③ 【借入先の名称等】 該当なし

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that General Motors Limited ("GML"), a corporation organized and existing under the laws of England, U. K. and having its registered and principal executive office at Griffin House B11, Osborne Road, Luton, Bedfordshire, England, U.K., does hereby constitute and appoint Yuji Ogiwara, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of GML:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said GML has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 21 day of April, 2006.

General Motors Limited

By:   
Name: Yuka Kato  
Title: Legal Counsel

(訳文)

## 委任状

イギリスの法律に基づき設立され存続する法人であり、登記上の本店をイングランド LU13YT ベッドフォードシャー ルートン オズボーン・ロード グリフィンハウスに置くゼネラル モーターズ リミテッド (General Motors Limited) (以下「GML」という。) は、東京都千代田区神田錦町一丁目19番1号に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士荻原雄二氏を、その適法な代理人として指名して定め、GMLを代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法 (昭和 23 年法 25) の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、GML は、西暦 2006 年 4 月 21 日にここに署名した。

ゼネラル モーターズ リミテッド

(署名)

氏名：加藤由佳

役職：リーガル・カウンセル

上記正訳致しました。  
弁護士 荻原雄二

